

## 2 意見・要望事項措置状況

### (1) 共通的事項

意見・要望	
ア 賃金等過払い分の返還手続について 非常勤職員の報酬及び臨時職員の賃金の支給の際、過払いが生じたものについて、口座振込の方法により過払い分を返還する場合には、当該職員が振込手数料を負担するよう通知していた。区の事務処理によって過払い分の返還が生じたものであることを考慮し、本人の負担にならない納付書による納付について検討されたい。 (人事課)	
所属名	措置状況等
人事課	今後は区の事務誤りによって過払いが生じることのないよう対応していくべきであるが、そのようなことがあった場合には、まずは区の担当職員が本人から直接現金を授受する方法を第一に考える。それが難しい場合に限り、その都度会計課と協議しながら、本人が直接納付書を用いて金融機関から納付できる方法を検討していく。

意見・要望	
イ 契約確認票の様式について 契約確認票について、委託等用の契約確認票中の「予定価格が10万円未満で緊急対応が必要であるため。」及び工事用の契約確認票中の「予定価格が30万円未満で、緊急対応が必要な工事であるため。」の解釈・運用に当たり、目黒区随意契約ガイドラインには、『緊急の必要』とは、天災地変その他非常緊急の場合である。重要なことは『緊急の必要』があるかどうかということと『競争に付す時間的余裕がない』ことが、客観的な事実に基づいて説明できる場合に限られる。」と記載されている。 このことから、この選択肢は、限定的に適用される取扱いであるので、見積徴取を1者とする理由として、安易に選択すべきではない。 そのため、契約確認票が正しく運用されるよう、「緊急対応が必要であるため」を選択する場合には、緊急対応が必要とされる理由を具体的に明記するなど、契約確認票の様式の見直しを検討されたい。 (契約課)	
所属名	措置状況等

契約課	契約確認票の様式については、財務情報システムの改修を伴い費用がかかることから、早急な対応は困難であるが、所管課において「緊急の必要」に該当する場合を判断しやすいよう例示を含めた解釈を通知するなどの対応や、システム改修を含めた様式の見直しについて検討を行っていく。
-----	---

意見・要望	
ウ 契約締結における必要書類について	
<p>契約締結に当たり、契約条項、暴力団等排除に関する特約条項及び談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項の書類が添付されていない契約が多数見受けられた。</p> <p>契約事務を担当する職員にとっては、軽微なミスと安易に認識している面があり、契約書等の文書を施行する際の確認が十分に行われていないことがうかがわれた。</p> <p>これらの書類は、契約に関して相手方の行為を制限する場合や区の意図する行為を遂行する場合等において、契約条項や特約条項の具体的な定めにより、両者の疑義の解消や不正行為の発生の防止等を図るために重要なものである。</p> <p>また、契約依頼を行う際の仕様書の作成漏れが多数見受けられた。仕様書は、事務処理方法や手順、再委託が可能かどうかなど、区の意思を明確に示すとともに、契約相手方が正確に確認できるようにするため重要なものである。</p> <p>これらの必要書類の添付等の漏れについては、これまでの各部定期監査においても、指摘を行ってきた事項である。契約に関する書類を漏れなく作成し、相手方と契約を締結することは基本中の基本であり、当該文書の添付等の漏れは許されるものではないと認識するべきである。</p> <p>適正な契約事務処理を行っていくために、システム運用上、必要な書類が漏れなく作成・添付されるよう改善を図るとともに、管理監督者による指導、確認の徹底や研修の充実に取り組まれたい。</p>	
(契約課、ほか該当課)	

所属名	措置状況等
契約課	契約締結における事務処理については、契約事務説明会、自己啓発研修、年間契約説明会など適宜、機会を捉えて周知を図っているところである。システム改修を伴う改善は困難であるが、今回の指摘を踏まえ、契約締結における必要書類について改めて通知による周知を行うなど徹底を図っていく。

## 意見・要望

### エ 起案の適正化について

所管課から提出された起案文書の中で、決定区分を誤っているもの、公文書における漢字使用例や送り仮名の付け方などを誤っているもの、書類の様式が異なっているもの、予算上の措置の記載がないもの、補助や確認のために必要な書類の添付がないもの等、基礎的・基本的なミスが見受けられた。

事務事業を執行する際には、事案決定のため、目黒区事案決定手続規程第11条及び第13条から第15条までの規定に基づき、起案文書を作成し、回付して決定することとされている。

起案を作成する際には、上記のような基礎的・基本的なミスを防止するための形式的観点はもとより、法律的観点、行政的観点及び財政的又は会計的観点を踏まえて検討し、必要十分な内容を盛り込み、読んで分かりやすい起案となるよう心掛ける必要がある。

起案の作成・決定に關係する職員（起案者、審議者、審査者、協議者、決定権者）は、起案能力の向上、チェック能力の向上に努めるとともに、職員の文書事務能力が向上するよう研修等の充実に努められたい。

（総務課、ほか全課）

所 属 名	措 置 状 況 等
総務課	<p>文書事務に関しては、文書事務の手引を各課に配布し、公開羅針盤にアップすることにより周知を図るとともに、実際の起案文書について、必要に応じて直接各課担当者に指導を行うことにより起案作成能力の向上を図ってきたところである。</p> <p>この文書事務の手引については、これまで改訂を重ねており、基本的な事項はもとより具体的な記載例なども掲載し、分かりやすいものとなるよう努めてきたところである。また、電子データについては、必要に応じて修正等も加えながら、使いやすいマニュアルを目指している。</p> <p>この度の指摘を受け、文書事務の手引が十分活用されるよう、起案上注意すべきポイントと併せ、改めて注意喚起を図るとともに、公用文の作成に当たり準拠すべき基準としての常用漢字表、送り仮名の付け方等についても、その参照方法等についての周知を図っていく。さらに、研修の充実等についても対応を検討していく。</p>

## 意見・要望

### オ 個人情報の適正管理について

所管課において、事業該当者から提出すべき個人情報に関する書類をファクシミリ送信するように求め、受信していた。個人情報の取扱いについては、区が保有する個人情報を取り扱う場合には、目黒区個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定に基づき、漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故を防止するための必要な措置を講じる必要がある。

本件は、区が当該個人の個人情報を保有する前の段階ではあるが、個人情報を取得する手段としてファクシミリを利用していたものであり、その取扱いには、特段の配慮が必要であったと考える。

職員は、事務執行上、個人情報の保護に留意し、収集方法も含め、適正な管理を行う必要がある。については、個人情報の適正管理の観点から事務執行における個人情報の取扱方法を確認するとともに、マニュアル等の周知徹底及び研修等の充実に努められたい。

(生活福祉課、広報課)

所 属 名	措 置 状 況 等
生活福祉課	住宅支援給付の支給要件確認に要する給与明細書等の収受においては、早期確認のため一部にファクシミリによる送信依頼を行い、挙証確認資料として添付していたものである。個人情報を取得及び保管する手段としては不適切なものであり、今後は挙証確認資料の写し等を受給者からの持参や郵送対応を徹底するなど、円滑な業務遂行に当たり個人情報の収集及び保管等に関して適切な事務処理を行っていく。
広報課	個人情報の適正な取扱いについて、全職員を対象とした研修を行い、事務執行における個人情報の収集方法や適正管理について更に内容を充実させ、周知徹底を図っていく。

## 意見・要望

### カ 備品の金額基準について

備品の金額基準について、現在2万円以上の物品を備品としているため、備品登録が多くなっている。新たに物品を購入する場合、2万円未満で購入できる場合があり、同種の物品でも備品と消耗品とに分かれるなど物品管理面で煩雑なところがある。備品の金額基準については、自治体で独自に設定できるものであり、他自治体の調査等も行い、基準の見直しについて検討されたい。

(会計課)

所 属 名	措 置 状 況 等
会計課	現在、特別区における備品の基準価格は、2万円を下限としている区が最多であり、また、近年のデフレ経済下の物価動向からも、基準見直しの必要性は低いと考えるが、今後とも、物価動向や他区の状況等について隨時把握に努め、必要と判断される場合には、基準額等の改定を行うこととする。

## (2) 各部局関係事項

### ア 企画経営部関係

意 見 ・ 要 望
<p>(ア) 行政評価制度及び公会計制度の取組の推進について</p> <p>26年度は、緊急財政対策にかかる事務事業見直しの取組の最終年度であることから、事務事業見直しにおいて見直し対象とされた831事業とともに、24年度以降の新規事業及び事務事業見直しにおいて見直し対象外とされた174事業の合計1,005事業について、25年度までの取組状況により、改めてゼロベースで検証し、27年度以降の事業の方向性の評価が行われ、27年3月に「緊急財政対策にかかる事務事業見直し検証結果」として取りまとめられた。</p> <p>これらの検証結果等を踏まえ、27年3月に改定された行革計画においては、具体的な改革項目として「行政評価制度を活用した効果的・効率的な事業執行の実施」が掲げられた。27年度から、事務事業見直しにかかる課題の整理及び行政評価制度の検証に取り組むとともに、総務省新基準による公会計制度と連携した活用方法を検討し、29年度における試行実施に向けて取り組んでいくこととされている。</p> <p>区民の安全・安心、保健医療福祉、子育て支援、教育、まちづくり、環境などに関する多くの重要課題に的確に対応していくとともに、財政の健全化を着実に進めていくためには、行政評価制度の構築と継続的な実施（P D C Aマネジメントサイクル）による事務事業の不断の見直しが不可欠である。</p> <p>行政評価制度の構築に当たっては、基本計画において掲げられている基本的な政策の評価等の政策評価とともに、実施計画事業や重点化対象事業等を対象とした事務事業評価を体系化し、できる限り定量的な数値目標の設定及び客観的な評価指標に基づく評価を行うなど、他の自治体の実施例も参考にし、区民にとって分かりやすく、職員の負担も考慮した効果的な制度となるよう、創意工夫を図りながら取り組まれたい。また、総務省新基準による公会計制度との連携・活用に当たっては、事業別、施設別の分析を含め、効果的な評価手法の一環となるよう、組織横断的な観点から十分な検討を望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(行革推進課、財政課)</p>

所 属 名	措 置 状 況 等
行革推進課 財政課	事業効果や行政コストを区民から見ても分かりやすいもの、事務事業の不断の見直しに活用できるツールとなるものとともに、職員負担も考慮しながら制度構築に向けて検討していく。また、施設改革推進課等とも連携し、総務省が定めた「統一的な基準による地方公会計」制度を活用して、事業別や施設別等多面的な分析と評価が図れるよう、組織横断的な検討を進めていく。

意 見 ・ 要 望	
<p>(イ) 全序的な情報セキュリティの向上について</p> <p>区民サービスの向上や業務の効率化を進めるためには、ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用を行う必要がある。しかし、標的型攻撃メール等のサイバー攻撃を受けた国、自治体、企業、団体等が管理する個人情報の流出やホームページの改ざん、システム不具合などが頻繁に発生しており、組織体における事業運営上の深刻な脅威となっている。</p> <p>区では、26年度において、情報セキュリティの向上を図るため、メール誤送信防止システムの活用及びサイバー攻撃検知通報事業、自動診断システムによる脆弱性診断事業への参加などの技術的対策とともに、職員研修やセルフチェック、内部監査の実施など、職員の認識・意識の向上、チェック体制の整備に努めた。</p> <p>27年度に入って、7月に標的型攻撃メール対応訓練が実施されたが、送信メールにあるリンク先へアクセスしたもの及び添付ファイルを開封したものの割合が23.8%と高い数値となっており、適切な対応が十分なされているとは言い難い状況がうかがわれた。</p> <p>今後、28年1月開始予定の社会保障・税番号制度による行政サービスへの対応やコンビニエンスストアにおける住民票の写し等の発行など、ＩＣＴを利活用した行政サービスの拡大と業務の効率化が予定されている。</p> <p>社会保障・税番号制度に伴うセキュリティ及びネットワーク対策については、27年3月の企画経営部長通知「社会保障・税番号制度に伴うセキュリティ及びネットワークの対応方針」が示されている。危機管理の一環として、対応方針を十分に踏まえ、全序的な情報セキュリティ対策について、委託事業者を含め、ハード、ソフトの両面から万全を期した対応が行われるよう要望する。</p> <p>(情報課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等

情報課	<p>指摘のあった、官公庁をターゲットにした標的型攻撃メールによる個人情報流出事故やマイナンバー制度開始に伴い、従来に増して情報資産、特に個人情報の保護が必要となっている。国からも、平成27年8月12日に「自治体情報セキュリティ緊急強化対策」の中間報告が送達され、CISO（最高情報セキュリティ責任者）・CSIRT（情報セキュリティインシデント対応チーム）設置、標的型攻撃への対策などを求められている。</p> <p>これらに対応して、目黒区では平成27年10月5日のマイナンバー制度施行に合わせ、目黒区電子情報処理規則、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準を改正することとしている。</p> <p>目黒区電子情報処理規則の改正の主な内容は、①CISO・CSIRTの設置②番号制度関連システム等セキュリティ会議の設置③外部委託に関する特定個人情報（マイナンバー（個人番号）やマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報）の取扱いに関する事項の追加④情報セキュリティ監査統括責任者の指名である。</p> <p>目黒区情報セキュリティ基本方針については大きな内容変更はないが、①情報資産に出力帳票を追加②委託業者・指定管理者への指導や措置等の義務化③脅威が発生する可能性があるものにSNSへの書き込み等を追加④特定個人情報の適正な取扱いについて条文を追加する。</p> <p>また、情報セキュリティ対策基準については、国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成27年3月27日、総務省）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年12月8日、特定個人情報保護委員会）に準拠して改正する。主な変更点は、①情報セキュリティ管理体制の整備②情報資産の分類及び管理の明確化③物理的セキュリティにおける情報資産の管理方法の明確化④人的セキュリティにおける情報資産の管理方法の明確化⑤委託業者に対する安全管理措置の求め⑥CISOによる緊急時対応の体制整備⑦情報セキュリティ監査及び自己点検である。</p> <p>さらに、現在再構築中の全序インターネットシステムにおいて、①インターネットアクセスの管理強化②クライアントパソコンの管理強化③インターネット接続環境における業務処理の制限④外部記憶デバイスの制限について、システム的な制御を追加</p>
-----	--

	<p>して運用を変更する。</p> <p>職員に対する周知啓発としては、例年どおり10月以降に情報セキュリティ月間を設け、大会議室での講義式研修やセルフチェックを行う。監査としては、例年どおり12月以降に情報セキュリティ内部監査を実施する。</p>
--	--

#### イ 総務部関係

意 見 ・ 要 望	
プロポーザル方式による随意契約手続の見直しについて	
25年度の行政監査は、「プロポーザル方式による随意契約について」をテーマとして実施した。	
所 属 名	措 置 状 況 等
契約課	<p>現行の「目黒区におけるプロポーザル方式に基づく業者選定に関する事務手続要綱」(以下「事務手続要綱」という。)は、16年6月に策定されたものであるが、策定後10年近くの年数を経過し、実施例も増えてきている中で、業者選定や提案の内容及び価格の評価方法などについて課題が生じていることから、当該行政監査結果の中で、事務手続要綱の見直しを含め、17項目にわたる意見・要望を述べ、改善に向けた検討を求めたところである。</p> <p>そこで、これまでの契約実績の検証を行い、他区等のガイドラインも参考にして、事務手続要綱の見直し等の検討に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p>

#### ウ 区民生活部関係

意 見 ・ 要 望	
(ア) 滞納対策事務の一元化等の取組について	
<p>区の債権管理については、26年度の行政監査のテーマとして監査を実施し、指摘事項1件、意見・要望49件にわたる監査結果を取りまとめたところである。</p> <p>滞納対策事務の一元化組織の所管である滞納対策課においては、26年度において、関係部局と連携・協力し、債権の管理に関する条例の改正をはじめ、債権回収の取組基準及び債権管理・回収事務処理マニュアルの改定、滞納対策事務の一元化組織の整備に向けた取組など、多くの課題に取り組むとともに、特別区民税等の債権回収に努めた。</p> <p>特別区民税の収入未済額についてみると、25年度の19億9,781万円余から26</p>	

年度では16億7,978万円余となり、現年課税分で1億713万円余の減、滞納繰越分で2億1,090万円余の減、合計3億1,803万円余15.9%の減と大きく縮減した。また、高額滞納者についても、100万円以上1,000万円未満については301人から201人、1,000万円以上については5人から3人に縮減されている。

これらの取組については、滞納対策課をはじめ、債権管理担当職員の努力を高く評価するものである。今後、一元化組織に引き継がれた強制徴収公債権等の徴収困難・高額滞納案件に対する取組を含め、他の債権所管部局と連携・協力しながら、行政監査結果等を踏まえ、適正な債権管理・回収に努め、現年課税分の期限内納付の推進とともに、滞納金額の更なる縮減に取り組まれたい。

(滞納対策課)

所 属 名	措 置 状 況 等
滞納対策課	<p>一元化については、今年度から係を新設し、徴収困難案件等が移管されるとともに、弁護士の活用、担当職員向け研修を実施している。</p> <p>次年度以降は、関係所管との連携・協力の強化に加え、一元化組織の構築により、更なる適正な債権管理・回収に努めていく。</p>

#### 意 見 ・ 要 望

(イ) コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付と窓口事務の見直しについて

社会保障・税番号制度に係る対応の一環として、28年1月からの個人番号カードの交付の開始に合わせ、住民サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用した住民票の写し等のコンビニエンスストアでの交付が予定されている。

交付対応システムの導入に当たっては、セキュリティの確保及び個人情報保護の徹底を図るとともに、管理運営状況の継続的な検査を実施されたい。

また、コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付に伴い、区の窓口の混雑緩和とともに、事務量の減少により職員配置にも影響が生ずると考えられる。については、個人番号カードの普及状況も考慮しながら、効率的な執行体制の整備に向けて検討されたい。

(戸籍住民課)

所 属 名	措 置 状 況 等
戸籍住民課	コンビニエンスストアでの証明書交付におけるセキュリティの確保、個人情報保護対策については、情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、答申を得ているところである。サービス開始に

	当たっては、対策が着実に実施されるよう徹底を図るとともに、管理運営状況の検査を行っていく。窓口事務の見直しについては、事務量の推移を見ながら、効率的な執行体制を検討する。
--	---

## エ 産業経済部関係

意 見 ・ 要 望	
三田地区店舗施設の使用料等の収入未済対策の促進について	
三田地区店舗施設使用料等の滞納については、これまでの定期監査等において繰り返し意見・要望を述べてきたところであるが、現在、滞納金額が5,500万円余と多額に累積している。27年度から、新たに滞納対策事務の一元化組織や委託弁護士体制が整備されたことなどを踏まえ、これらの組織等と連携し、早期に区としての対応方針を決定し、取組を促進されたい。	
所 属 名	措 置 状 況 等
産業経済・消費生活課	<p>平成24年度から27年度にかけて、滞納対策事務の改善に向けた一連の対応により、「目黒区債権管理・回収事務処理マニュアル」も更新された。これにより、徴収困難や高額滞納案件に関して、弁護士に債権回収業務を委託すること、回収の見込みのない不良債権を適切かつ公正に放棄することなどにより、問題の解消を図れる体制が整った。</p> <p>三田地区店舗施設使用料等の回収若しくは処分については、債務者の中に居所不明者がおり、裁判で係争した債権等も含め時効時期の確認等も必要となることから、事案処理には時間を要する案件もあると考えられるが、今後、債権の一元化組織との連携・協力を基軸として、順次各事案の処理に向けて事務を進めていくこととする。</p>

## オ 文化・スポーツ部関係

意 見 ・ 要 望	
(ア) 美術館相互の展覧会等の共同企画等の取組について	
目黒区美術館の展覧会事業の開催事業数及び入館者数の実績は、22年度6事業58,723人、23年度6事業40,485人、24年度5事業30,725人、25年度5事業27,624人、26年度5事業48,197人となっている。事務事業見直しの取組の中で、26年度は、目標の3万人の1.6倍の入館者数となり、1日当たりの入館者数でも252人と、前年度の139人をかなり上回る実績となった。このほ	

か、素材と技法に目を向けるワークショップ活動については、目黒区芸術文化振興計画改定懇話会による「めぐろ芸術文化振興プラン」改定にあたっての意見（中間のまとめ）（以下「中間のまとめ」という。）において、「鑑賞機会に偏りがちな美術館における新たな試みとして、目黒区美術館の大きな特色であり、現在も毎年高い評価を得ています。」とされている。

27年度には、新潟市美術館と連携・協力し、4月から6月に「新潟市美術館の名品たち—ピカソもクレーもやってきた」展が開催され、また、28年2月から3月には、「気仙沼と、東日本大震災の記憶 リアス・アーク美術館 東日本大震災の記録と津波の災害史」展の開催が予定されているなど、他の美術館との連携・協力による活動が展開されている。

これらは、「中間のまとめ」においても、「今後は、目黒区の芸術文化施設も、目黒区内、区外の芸術文化施設と互いの連携を強化し、補い合い、共に周知していくような企画を検討、実施し、連携協力のつながりを広げていくべきと考えます。」とされているように、「より多彩な『文化縁』の展開」の一環と考えられるものである。

展覧会等については、目黒区美術館の指定管理者である目黒区芸術文化振興財団と連携を図りながら、限られた人材と財源を有効に活用し、他の美術館との共同企画や広報等の相互協力など連携・協力を図り、区内に親しまれ、内容的にも評価される展覧会等が開催されていくよう、支援に努められたい。

（文化・交流課）

所 属 名	措 置 状 況 等
文化・交流課	今後も指定管理者と連携し、目黒区美術館において、区内に親しまれ、評価される展覧会等が開催されるよう支援し、芸術文化施策の推進に努めていく。

#### 意 見 ・ 要 望

##### （イ）目黒区観光ビジョンの計画的推進について

目黒区観光ビジョンについては、17年3月に策定されて以降、国内では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催の決定、外国人旅行者の増加など社会状況が変化しており、区内では、目黒川の桜や目黒天空庭園などの観光のため目黒区を訪れる人が多くなっている。そこで、社会状況や区の観光を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、観光ビジョンの改定に向け、目黒区観光振興懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、26年11月に懇話会から提言が提出されたことを踏まえ、27年3月、現状に即した新たな観光ビジョンとして改定された。

新たな観光ビジョンには、各施策のアクションプログラムや2020年をきっかけとした「おもてなし」プログラムなど、新たな視点での取組が掲げられている。

一方、観光ビジョンが、今後のおおむね10年間の目黒区における観光まちづくりの

あり方や基本的方向性を示したものという位置付けもあり、各施策のアクションプログラムの具体的な内容、目標、目標の実現に至る工程など、計画的側面の検討が十分ではないように見受けられる。

既に17年3月の観光ビジョンの策定から10年以上を経過しており、次の見直しに当たっては、ビジョンから具体的な行動計画となるよう検討されたい。

また、改定前の観光ビジョンの施策の評価については、懇話会の提言の付属資料として添付されているが、改定観光ビジョンには添付されていない。観光ビジョンにも掲げられている、P D C Aマネジメントサイクルによる観光振興の評価としては、重要な資料である。今後は、観光ビジョンと一体的な資料として添付することを検討されたい。

(文化・交流課)

所 属 名	措 置 状 況 等
文化・交流課	27年3月に改定した観光ビジョンに掲げた各方向性・施策に基づくアクションプログラムについて、内容の進捗状況の検証を行いながら事業の充実等を図っていく。 また、改定前の観光ビジョンの施策の評価については、今後、観光ビジョンに添付することとする。

#### カ 健康福祉部関係

意 見 ・ 要 望	
<p>(ア) めぐろシニアいきいきポイント事業について</p> <p>めぐろシニアいきいきポイント事業は、区内の65歳以上の高齢者に「いきいきサポート」として登録してもらい、区内6か所の特別養護老人ホームにおいて、介護支援など社会貢献活動を行うことにより、ポイントを取得し、自らの健康増進や生きがいづくり、介護予防を図るとともに、地域や住民同士の支えあいの仕組みづくりの構築を目指し、26年度に試行的に実施された。26年度末のいきいきサポート登録者数は48名となっている。27年度は、活動場所や活動内容の拡大にも取り組まれている。</p> <p>本事業は、新たな社会参加等を目的とする事業として期待されるものであり、今後は、サポートの拡大や活動範囲、ポイントの活用方法の拡大（現行は、区内共通商品券との交換のみ。）など、サポートの意見も聞きながら検討し、着実に推進していくことを期待する。</p>	

(高齢福祉課)

所 属 名	措 置 状 況 等
高齢福祉課	27年度の活動場所として、これまでの区内特別養護老人ホーム6施設に加え、見守りボランティア事業やコミュニティ・カフェ、シニア健康応援隊など新たな事業、すくすくのび園など

	<p>新たな施設を活動場所に加えた。</p> <p>また、高齢者の社会参加を促進するため、サポーターの確保についても、27年6月に2回の研修登録会を開催し新たなサポーターを育成するなど、本事業を着実に推進している。</p> <p>別途、ポイントの活用方法については、他自治体の状況を今後研究し、検討していく。</p>
--	--

意 見 ・ 要 望	
<p>(イ) 生活保護制度の適正な運営について</p> <p>生活保護受給世帯数及び受給者数については、22年度では2,129世帯、2,541人であったが、26年度には2,460世帯、2,922人に増加した。生活保護費については、22年度では52億円余、25年度では59億円余、26年度では58億円余となり、前年度よりやや縮減している。</p> <p>こうした中で、生活困窮者等の相談・保護申請に対し、対象者の状況を的確に把握し、社会資源の活用や制度を十分に説明するなど、適切な相談・援助を行うとともに、保護開始時の関係先調査、保護受給中の訪問調査活動や各種調査の実施により、受給要件の的確な把握及び制度の適正な実施に努めたことがうかがわれた。</p> <p>一方、生活保護費弁償金（返還金・徴収金）及び過年度返還金については増加傾向にあり、より適正な債権管理・回収が必要である。保護開始時及び保護受給中の各種調査の推進を含め、引き続き生活保護制度の適正な運営に努力されたい。</p>	
(生活福祉課)	
所 属 名	措 置 状 況 等
生活福祉課	生活保護開始時の収入の申告や資産等の必要な調査、計画的・定期的な訪問調査や面接等により、生活保護受給者の生活実態や状況の把握に努め、債権管理・回収とともに債権発生の未然防止を含めた適正な生活保護制度の運営を図る。

## キ 子育て支援部関係

### 意見・要望

#### 保育所の待機児童対策について

保育所の待機児童対策については、基本計画の重点プログラムの「子ども応援プロジェクト」において、待機児童ゼロを目標に取り組むこととされている。

22年度から26年度までの子ども総合計画では、基本計画の目標を前倒しし、26年度で待機児童を解消することとされた。区では、待機児童の解消を目指し、計画量を上回る保育所整備等に取り組んできたが、保育需要は年々増加しており、待機児童数は、25年度では132人であったが、26年度には待機児童の算定を見直したこともあり247名、27年度には294名と急増している。認可保育所等への入所を希望しながら入所できなかった児童数も27年度には1,022名と増加した。

このため、26年度に改定された子ども総合計画（27～31年度）においては、待機児童の解消を喫緊の課題として引き続き取り組むこととしている。

26年度の取組としては、民間認可保育所の整備、区立保育所の定員拡大、小規模保育所の整備等により334名の定員の拡大が図られたところである。一方、賃貸型認可保育所1園については、地域との調整がつかず、整備を延期せざるを得ない状況が生じている。

今後は、新たに改定された子ども総合計画、実施計画に基づき、民間事業者への整備支援を含め、就労前人口や要保育率の動向も踏まえながら、保育施設の整備等により、待機児童の解消の早期実現を目指して取り組むよう要望する。また、区が整備費等の補助対象とする民間認可保育所の整備に当たっては、整備に際し、標準的な参考手順を示すことや、必要な助言を行うことなど、区としても円滑に整備・運営が行われるよう取り組まれたい。

（保育計画課）

所 属 名	措 置 状 況 等
保育計画課	<p>28年4月に向けて、既存施設の定員拡大を行うとともに、私立認可保育所の新設整備や小規模保育所の整備を支援する。また、29年4月に向けては、旧第六中学校跡地や上目黒小学校校舎を活用した保育所整備に取り組むほか、区有地をはじめとする国公有地の活用の検討や、賃貸物件を活用した整備に係る事業者誘致策の検討など、「新実施計画」「新子ども総合計画」に掲げる目標を達成するため、様々な手法を組み合わせて待機児童の早期解消に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、民間保育所の整備に当たっては、これまでにも必要な助言や情報提供を行ってきたが、27年度から児童福祉法の改正等により保育所の認可申請手続が大幅に変更されたため、新たな制度</p>

	の情報を分かりやすく整理して提供したり、開設までの標準的な手順や日程を示すなど、事業者が円滑な整備・運営を行えるよう支援していく。
--	---

## ク 都市整備部関係

### 意 見 ・ 要 望

#### (ア) 公園施設の有効活用について

公園倉庫（旧公園事務所）については、昭和35年に建築されたものであるが、施設の老朽化が進行しており、施設の維持管理上も課題が多い状況となっている。26年3月に策定された「区有施設見直し方針」の「用途別施設見直しの方策（23）公園事務所・公園施設」においては、「必要性を抜本的に再検討して、必要性の乏しい施設の多機能化・集約化や複合化による施設の統廃合を検討する。」とされているところである。

そこで、施設の老朽化が進行していることや、一例として、国家戦略特別区域法の一部改正により、保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可するものとするとされたことなど、状況が変化していることも考慮し、関係部局とも連携を図りながら、本用地の有効活用に向けて検討されたい。

（みどりと公園課、ほか関係部局）

所 属 名	措 置 状 況 等
みどりと公園課	関係部局とも連携を図りながら、本用地の有効活用に向けて検討を行っていく。

### 意 見 ・ 要 望

#### (イ) 区営住宅及び区民住宅の使用料等の収入未済対策について

区営住宅及び区民住宅の使用料等については、これまでの定期監査や26年度の行政監査（「区の債権管理について」）においても、収入未済額が増加していることから、その縮減について意見・要望を述べてきたところである。100万円を超える高額滞納者が依然として解消されていないことなどの問題も含め、指定管理者と連携を密にし、使用料等の収入未済額の縮減に努力されたい。

また、区民住宅の空き家率が26.3%と高くなってしまっており、歳入確保上も問題であり、24年度から随時募集を行っているので、空き家状況と入居者募集について随時ホームページ等で周知するなど、入居者の確保に努められたい

（住宅課）

所 属 名	措 置 状 況 等
住宅課	<p>現時点では住宅使用料等の滞納額100万円以上の高額滞納者は、区営住宅で4人、区民住宅で9人おり、ほとんどが退去している。</p> <p>居住者については指定管理者より督促、催告、訪問等を、退去者については住宅課において催告等を適宜実施している。悪質滞納者については法的措置へ向けた検討を行っているところである。</p> <p>また、区民住宅の空き室への対応については、既に指定管理者のホームページにて募集物件の内容を含め周知を図っている。なお、新たな取組として、借上げ期間が満了する前に建物オーナーに空き家を返還することについて、検討を進めている。</p>

## ケ 環境清掃部関係

意 見 ・ 要 望
<p>(ア) ごみ減量及び資源リサイクルの推進について</p> <p>目黒区一般廃棄物処理基本計画（19～28年度）において、計画目標として、28年度のごみ減量目標については、17年度比で35%削減、再生利用目標（リサイクル）については、リサイクル率を40%に引き上げることとしている。</p> <p>計画目標の達成に向け掲げられた5項目の重点施策のうち、廃プラスチックのリサイクル促進など3項目については目標を達成している状況である。</p> <p>一方、ごみ量では、17年度の64,866tに対し、26年度では54,020t（前年度比1.7%減）となり、17年度比16.7%減、また、リサイクル率では23区で上位を占めているものの、17年度の23.0%に対し、25年度では27.6%となっている。ごみ量は22年度以降横ばいの状況であり、リサイクル率も21年度の28.4%をピークに22年度以降は横ばい状況が続いている。いずれも目標の達成は厳しい状況となっている。</p> <p>区では、こうした状況を踏まえ、目黒区廃棄物減量等推進審議会に「目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定について」諮問し、27年6月に答申を得たところであり、答申等を踏まえ、27年度中に計画を改定し、新たな方針と施策を定め、ごみ減量と資源のリサイクルの更なる向上を目指すこととしている。</p> <p>ごみ減量と資源リサイクルの向上に向けては、ごみの分別による適正排出の周知・徹底をはじめ、可燃ごみの約4割を占めるとされる生ごみの水切りの徹底を含む減量の促進、増加傾向にある粗大ごみへの対応、事業系ごみ及び資源化への対応など、様々な課題への更なる取組が求められている。</p> <p>一方、清掃・リサイクルに要する経費については、21年度の46億円余、区民1人</p>

当たり年間1万7千円余から25年度には39億円余、区民1人当たり年間1万4千円余と減少傾向にあるとはいえる、多くの経費を要している。

これらの状況を踏まえ、エコライフめぐろ推進協会や関係団体・区民・事業者等と連携・協力しながら、ごみの減量及び資源のリサイクルの一層の推進に努められたい。

(清掃リサイクル課)

所 属 名	措 置 状 況 等
清掃リサイクル課	<p>現在、廃棄物減量等推進審議会の委員の方々から意見をいただきながら、一般廃棄物処理基本計画の改定を行っているところである。</p> <p>計画改定に当たっては、指摘の点や、廃棄物減量等推進審議会委員の意見等を踏まえ、エコライフめぐろ推進協会や関係団体・区民・事業者等と連携・協力しながら、ごみの減量及び資源のリサイクルの一層の推進に努めていく。</p>

#### 意 見 ・ 要 望

##### (イ) 事業系有料ごみ処理券(有料シール)の添付の徹底等について

事業系ごみについては、27年3月作成の「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書」における事業者アンケート調査(回収事業者数475)において、ごみの処理状況として、区のごみ集積所に排出している事業者は、65.1%であり、また集積所に排出された事業系ごみのうち、事業系有料ごみ処理券を利用している事業者は、ごみが68.6%、資源が42.7%にとどまっている。目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、事業者は、事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、自己処理が原則となっている。また、第34条第2項の規定では、家庭ごみの処理に支障がないと認められたときに、事業系ごみを区の集積所に排出することができるものであり、あくまでも例外的措置とされているものである。さらに、第37条の規定に基づき、集積所に排出する場合には、有料ごみ処理券を添付しなければならないとされている。

26年度の事業系ごみの廃棄物処理手数料収入は1億1千万円余となっているが、事業系有料ごみ処理券が添付されていないもののがかなりあると考えられることは、ごみの不適正な排出とともに歳入確保上も問題である。

こうした状況を踏まえ、事業系ごみの廃棄物処理業者への委託など自己処理を促進するとともに、区の集積所に排出する場合には、不適正な排出の防止と収入の確保を図るために、制度の趣旨の周知徹底、事業者や商店街への巡回指導など工夫しながら、事業系有料ごみ処理券の添付の徹底等に取り組まれたい。

(清掃リサイクル課)

所 属 名	措 置 状 況 等
清掃リサイクル課	<p>事業系ごみ・資源の適正処理については、23区共通の課題であると認識している。</p> <p>不適正排出防止策として、技能系職員の業務の方向性を見直し、資源とごみの排出向上指導に加え、事業系ごみ・資源の排出向上指導を新たに技能系職員の業務に位置づけ、取り組んでいるところである。</p> <p>また、排出指導の具体的な取組として、排出指導実施計画を定め、不適正な排出の改善に努めている。</p> <p>今後は、意見を踏まえ他の自治体の取組内容を参考として、排出事業者へ適正な排出指導を強化するとともに、事業者責任においての処理を推進していく。</p>

## コ 会計管理室関係

意 見 ・ 要 望	
<p>徴収事務・収納事務の私人への委託について</p> <p>徴収事務・収納事務の私人への委託については、当該事務処理に当たり、第2、1(2)ア及び(7)において不適切な事務処理があったことを指摘したところである。また、26年度財政援助団体等監査結果7(1)スにおいても指摘している。当該事務の私人への委託については、対象経費の追加について、12年1月に収入役から通知し、目黒区会計事務規則を改正して、現在、事務処理を行っている。</p> <p>しかしながら、上記の指摘事項が発生している原因としては、当該通知の記載に分かりにくい面があることが原因の一つであると思料されること、また、16年の地方自治法施行令の一部改正により、私人に、徴収又は収納の事務を委託することができる歳入と、支出の事務を委託することができる経費の範囲が拡大されていることから、当該通知を見直す必要があり、今後、適正な事務処理が行えるよう対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計課)</p>	
所 属 名	措 置 状 況 等
会計課	歳入の徴収事務又は収納事務並びに支出事務を私人に委託する場合の事務手続等については、監査意見を踏まえ、現在、見直し作業を進めているところであり、10月を目途に各所管に通知する予定である。

### (3) 推奨事項

意見・要望	
会計管理室関係 積立基金の効果的な管理・運用について 積立基金の管理・運用については、目黒区公金管理・運用方針に基づき、安全性・流動性・効率性を基本的な視点として、大口定期預金、譲渡性預金、債券により運用されている。26年度は、新たに7件の国債・地方債を購入するなど、効果的な運用に努めた結果、26年度の運用益は、3,612万円余となり、25年度の運用益1,824万円余の約2倍の収益が確保された。 会計管理室においては、公金の適正な管理・運用を行うとともに、積立基金の効果的な管理・運用に努め、成果を挙げているものと評価するものである。 (会計課)	
所属名	措置状況等
会計課	日銀のゼロ金利政策及び異次元緩和等により、預本金利、債券利回りとも歴史的な低水準が続いており、収益の拡大は極めて困難な状況であるが、今後とも、金融、経済の情勢を注視するとともに、本区の資金需要を踏まえ、安全性、流動性、効率性の観点から最適な資金の管理・運用に努めていく。